

「スキル・テクノロジー&イノベーション（STI）開発投資に対する特典付与の改定増補についての投資奨励委員会布告第6／2552号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●スキル・テクノロジー&イノベーション（STI）開発投資に対する特典付与の改定増補についての投資奨励委員会布告第6／2552号

投資奨励を受けた者がスキル・テクノロジー&イノベーション／STI開発を有するようになるため、

投資奨励法令（第三版）によって改定増補された仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第三条第二段の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会はスキル・テクノロジー&イノベーション／STI開発投資に対する追加特典付与についての仏暦二五四九年三月二〇日付けの投資奨励委員会布告第3／2549号の第五項の内容を廃止し、以下に置き換える。

「五、第三条に基づく法人所得税免除の権利を受けている元の投資奨励プロジェクトは、その事業により収入があるかどうかを問わず、本措置に基づき追加の特典を申請できる。ここに、奨励を受けている者が追加特典の申請日に事業収入をすでに有している場合、第三条に基づく法人所得税免除特典が残っていないなければならない。

第三条に基づく法人所得税免除特典を受けていない投資奨励プロジェクトについては、本措置に基づく追加特典の申請を望むのであれば、奨励申請人は奨励申請提出日以降に特典を申請しなければならない。」

ここに、仏暦二五五二年四月二一日から
仏暦二五五二年五月二九日布告